○農林水産省告示第八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県喜多方市関柴町関柴字藤六坂二八三四の一、二八三六から二八四〇まで、二八四二、二八四八、二八五二、二八五四、二八五七、字家ノ下二九四六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県喜多方市慶徳町山科字天神塚八一八から八二六まで、八一九の乙

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県喜多方市慶徳町豊岡字今町八二、一一四、字牛沢三九、四〇、四一の乙、五〇の一、五〇の二、五二、五三、慶徳町松舞家字免田五の一から五の三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県喜多方市関柴町下柴字柳下二六九五の一、二六九五の二、二七九三、二七九四、二七九五の一、二七九五の二、二七九六の一から二七九六の三まで、二七九七から二八〇二まで、二八〇三のイ、二八〇三の二、二八〇三の八、二八〇四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柳下二六九五の一、二六九五の二、二七九三、二七九四、二七九五の一、二七九五の二、二七九六の一から二七九六の三まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県喜多方市慶徳町松舞家字三ツ森山四二五九、四二六〇のイ、四二六〇の二、四二六一から四二六八まで、四二七〇のイ、四二七〇の二、四二七一の一、四二七一の口、四二七二の一から四二七二の三まで、四二七三の一、四二七三の三、四二七三の五、四二七三の六、四二七四の一から四二七四の五まで、四二七五の一、四二八二の一、四二八二の三、四二八三、四二八四の一、四二八五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三ツ森山四二七三の一、四二七三の三、四二七三の五、四二七三の六、四二七四の一から四二七四の五まで、四二七五の一、四二八二の一、四二八二の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市大洞町鎌ケ平八七八の一・八七九の一・八七九の一六・八八〇の一・八八〇の一〇・八八一の五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、八七六の九、八八〇の八、八八〇の九、八八〇の一二、八八〇の一七から八八〇の二〇まで、八八〇の二二から八八〇の二五まで、八八〇の二七、八八〇の三一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。